

7月24日(日) 地上テレビ放送のデジタル化完全移行が実施されます

テレビ放送が地上アナログ放送から地上デジタル放送へ移行します。テレビ放送を受信するためには、デジタル放送への対応(受信設備のアンテナ、テレビ、チューナー等)が必要です。

○アナログ放送の終了日 7月24日(日) ○アナログ波設備の停止 7月25日(月)

地上デジタル放送受信相談会

総務省東京都西テレビ受信者支援センターでは、地上デジタル放送に関する疑問、質問に相談員が無料でお答えします。

日時 7月1日(金)～29日(金)の毎週火・金曜日 午後1時～5時

場所 役場1階ロビー

問合せ

▶相談会に関すること

総務省東京都西テレビ受信者支援センター ㊟716-2525

▶地上デジタル放送全般に関すること

総務省地デジコールセンター ㊟0570-07-0101

スカイホール共同アンテナにてアナログ放送を受信している地域の皆様へ

地上デジタル波への移行に伴い、スカイホールの共同アンテナを撤去します。つきましては、テレビの地上デジタル放送受信への対応準備をお願いするとともに、設備撤去へのご協力をお願いします。

対象世帯に設置していた設備の撤去は7月25日以降、随時行います(日程等は後日ご連絡させていただきます)。

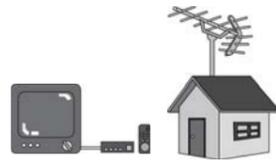
※国におけるアナログ放送の終了日が変更された場合は、共同アンテナ設備撤去等もそのスケジュールに合わせての対応となります。

問合せ 社会教育課 ㊟557-7070

市町村民税非課税世帯への地デジチューナー等の支援

内容

まだ地上デジタル放送が視聴できないNHK放送受信料全額免除世帯および市町村民税非課税世帯に、簡易なチューナー(1台)を無償で給付(配送)や、アンテナ工事等の支援を行っています。



対象

- ①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
 - ②障がい者手帳(身体障害者、療育、精神障害者保健福祉)いずれかをお持ちで、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
 - ③世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
- ※①②はNHKの放送受信料が全額免除となる世帯が対象です。また、アンテナ工事等の支援も受けることができます。

③はアンテナ工事等の支援はありません。

問合せ

総務省地デジチューナー支援実施センター

対象①②の世帯 ㊟0570-033840 (ナビダイヤル)

対象③の世帯 ㊟0570-023724 (ナビダイヤル)

「夏休み処分場見学会」参加者募集

日程 ①8月5日(金) ②8月19日(金)

行先 ①西多摩衛生組合、二ツ塚処分場、谷戸沢処分場
②小平・村山・大和衛生組合、二ツ塚処分場、谷戸沢処分場

対象者
○多摩地域在住の小学4・5・6年生と18歳以上の保護者2人1組
○中学生以上の多摩地域在住・在勤・在学者(なるべく2人1組でご参加ください)
※小学生1人につき保護者1名が必要です。

申込方法 往復はがき(1枚につき2名まで)に「見学会参加希望」と明記の上、氏名、年齢、住所、電話番号、希望日、通勤・通学先(多摩地域以外にお住まいの方)をご記入してお送りください。

申込期限 7月21日(木) 必着
申込み・問合せ
東京たま広域資源循環組合「見学会」係

〒183-0052
府中市新町2-7-1 東京自治会館内
㊟042-385-5947

ホームページ <http://www.tama-junkankumiai.com>

第9回多摩ブルー・グリーン賞募集

多摩地域の中小企業の活性化と地域経済の振興に寄与することを目的とした顕彰制度。優れた技術・製品を表彰する「多摩ブルー賞」、新しいビジネスモデルを表彰する「多摩グリーン賞」があり、各最優秀賞に副賞100万円、各優秀賞に副賞50万円を贈呈。受賞者の方は、多摩ブルー・グリーン倶楽部で、経済振興のための地域貢献活動にご参加いただけます。

主催 多摩信用金庫

後援 経済産業省関東経済産業局、東京都、瑞穂町 ほか

応募資格 多摩地域と周辺地域に事業拠点を置く中小企業・個人事業主等

募集期間 9月9日(金)まで

問合せ 多摩ブルー・グリーン賞事務局

たましん法人テレフォンセンター ㊟526-7739

ホームページ <http://www.tamashin.jp>

振り込め詐欺にご注意!

振り込め詐欺は、今も各地で発生しています。また、新たな手口として、震災を口実とした被害も発生しています。いつ、あなたに不審な電話がかかってくるかわかりません。その時は慌てず、被害にあわないように、身近な人に相談しましょう。○110番通報しましょう。○すぐにお金を振り込んだり、手渡したりしないで下さい。

問合せ 地域課 ㊟557-7610

暮らしの情報 平成22年度は100件の相談がありました

瑞穂町では、平成17年10月から消費生活相談室を毎週火・金曜日に開設して、相談をお受けしています。平成22年度にはこれまでを大幅に上回る100件の相談がありました。また、東京都などに相談した件数も含めると、全体では222件でした。

「相談内容の多かったもの」

- ▼借金や生命保険などに関する相談 20件
- ▼出会い系サイトなどに関する相談 14件
- ▼防音工事、太陽光発電などに関する相談 7件
- ▼指輪など貴金属に関する相談 7件

昨年度の相談の特徴としては、みかんやりんごの訪問販売や、カニなどの魚介類の送りつけ商法などの生鮮食品に関する相談が入りました。また、訪問されて強引に買い取られる、貴金属の買取に関するトラブルが発生しています。出会い系サイトやアダルトサイトに関する相談や、経済不況を反映して、「出資すればもうかる」とか、「権利を持っているのなら、高値で買い取る」というような利殖商法に関する相談も少なくありません。また住宅リフォームに関する相談など、多種多様な相談となっています。

悪質商法は日々進化しています。一人で悩まないでぜひご相談ください。契約前のご相談もお受けしています。

瑞穂町消費生活相談室

相談日 火・金曜日(年末年始・祝日を除く)

相談時間 午前9時～午後4時半(正午～午後1時を除く)

相談場所 瑞穂町役場別棟1階ハローワーク求人情報コーナー内 ㊟557-7633

平成23年度「東京じごとの日」ファミリデー実施企業の募集について

東京都では、安心して子どもを産み育てられる社会の実現に向けて、働く人のワークライフバランス推進の機運を醸成するため、「東京じごとの日」を設定し、企業と連携した取り組みや普及啓発のイベントを行っています。本事業の取組の一環として、従業員の家族が職場を訪問する「ファミリデー」の実施に協力していただける企業を募集し、企業等における「働きやすい・家族を大切に」する職場の雰囲気づくりを推進します。震災や電力不足を受けた対応が求められている中、ライフスタイルや働き方を変えていくことが大切です。本事業の実施にご協力いただける企業等のご応募をお待ちしております。

募集期間 8月12日(金)まで

応募要件 本社または事業所等が東京都内に所在していること、平成23年7月1日(金)から8月31日(木)までの期間中にファミリデーの実施が可能であること 等

応募方法 ホームページから電子申請で受け付けます。

企業名の公表 東京都のホームページに掲載します。

参加のメリット
事業実施後、所定の条件を満たす企業のうち抽選で50社に20万円の奨励金を支給いたします(詳細は都ホームページをご覧ください)。

ファミリデーとは…
会社の取り組みとして、従業員の家族の職場訪問を受け入れ、日々従業員を支えてくれる家族に職場に対する理解を深めてもらうとともに、同僚との交流を図り、それぞれの従業員にも大切な家族があるということを社内全体で再認識することで、ワークライフバランスの推進を図る取り組みを行う日を指します。

問合せ 東京都 産業労働局

「東京じごとの日」事務局

㊟03(5821)7161

メール info@twd.metro.tokyo.jp

ホームページ <http://www.ted.metro.tokyo.jp/>